

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく
低炭素建築物新築等計画の認定の審査に対する審査手数料

【 建築物全体の認定 】

住戸単位の認定に応じた金額に下表に掲げる金額を合計したもの					
イ(ア)	一戸建ての住宅		評価書面なし	評価書面あり	
		200㎡未満	45,000	8,000	
		200㎡以上	48,000	8,000	
イ(イ)	共同住宅又は長屋住宅		評価書面なし	評価書面あり	
		300㎡未満のもの	77,000	13,000	
		300㎡を以上2,000㎡未満のもの	121,000	23,000	
		2,000㎡を以上5,000㎡未満のもの	197,000	46,000	
		5,000㎡を以上10,000㎡未満のもの	278,000	80,000	
		10,000㎡を以上25,000㎡未満のもの	534,000	126,000	
		25,000㎡を以上50,000㎡未満のもの	936,000	188,000	
		50,000㎡以上のもの	1,709,000	188,000	
ア	全部が住宅以外の用途の建築物	(ア)標準入力法 又は主要室入力法		評価書面なし	評価書面あり
			300㎡未満のもの	231,000	14,000
			300㎡以上1,000㎡未満のもの	292,000	20,000
			1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	364,000	30,000
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	512,000	81,000
			5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	627,000	125,000
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	738,000	156,000
			25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	840,000	194,000
		50,000㎡以上のもの	1,043,000	270,000	
		(イ)モデル建物法		評価書面なし	評価書面あり
			300㎡未満のもの	91,000	14,000
			300㎡以上1,000㎡未満のもの	116,000	20,000
			1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	147,000	30,000
			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	232,000	81,000
			5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	300,000	125,000
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	359,000	156,000
25,000㎡以上50,000㎡未満のもの	419,000		194,000		
50,000㎡以上のもの	540,000	270,000			
ウ	建築物の一部が住宅の用途に供する場合	住宅の用途以外の用途に供する部分についてはアの規定により算定して得た額と住宅の用途に供する部分についてイの規定により算定した額の合計額			

備考

1 この表において評価書面とは、建築物の性能を適正と評価した書面であって認定の申請の区分に応じて規則で定めるものをいう。

2 認定を受ける建築物の計画を変更する場合にあっては、当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とする。

【 その他 】

都市低炭素促進法第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合	4,800
-----------------------------------	-------

※都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出(建築確認申請同等の申出)がある場合は、建築確認審査手数料ならびに構造計算適合性判定手数料同等額が必要となります。その場合、構造計算適合性判定手数料には消費税等額が加算されます。